

管理 No.	F031
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	指定障害者支援施設の変更指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第39条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第31号）奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年条例第33号）
	基準規定条項	
	審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第39条第1項指定障害者支援施設の設置者は、第29条第1項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害者支援施設に係る同項の指定の変更を申請することができる。第2項 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。</p> <p>この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。第38条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。第3項 第36条第3項及び第4項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の2第1項（障害者総合支援）法第36条第4項（法第37条第2項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p>
標準処理期間	申請受理日より概ね30日	

(経由機関の日数)	
本票の作成日	平成29年2月3日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	